

老発 0205 第 3 号  
令和 6 年 2 月 5 日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

令和 5 年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた  
職場環境改善事業の実施について

標記については、別紙 1 のとおり「令和 5 年度介護テクノロジー定着支援事業実施要綱」、別紙 2 のとおり「令和 5 年度地域における介護現場の生産性向上普及推進事業実施要綱」、別紙 3 のとおり「令和 5 年度協働化・大規模化等による職場環境改善事業実施要綱」及び別紙 4 のとおり「令和 5 年度介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善関係業務支援事業実施要綱」を定め、令和 5 年 11 月 29 日から適用することとしたので通知する。

については、貴管内関係者に周知を図るとともに、本事業の円滑な実施について、特段のご配慮をお願いする。